

ごみ排出実態調査業務委託 プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

ごみの減量や一般廃棄物の適正処理を推進するための施策を長期的・総合的視点から体系的に明らかにする江東区一般廃棄物処理基本計画（以下「計画」という。）の改定にあたり、本区の一般廃棄物の発生・排出の実態を調査分析するとともに将来推計を行い、計画策定のための基礎資料として使用することを目的とする。

計画の基礎資料として調査結果を活用するためには、本区の一般廃棄物の発生・排出実態の的確な把握、専門的知見からの課題分析、調査対象者に配慮した調査票設計などが欠かせない。そこで民間事業者の持つノウハウやアイデアを活かした提案を広く求め、より効率的・効果的な調査を実施するために、以下のとおりごみ排出実態調査業務を受託する事業者を公募する。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 ごみ排出実態調査業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「企画提案仕様書」(1) のとおり
- (3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日（令和7年10月予定）から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 委託上限額 8,936,950円（税込）
- (5) 留意事項
 - ①本公募による業務委託は「ごみ排出実態調査業務委託」のみであるが、令和8年度事業委託予定の「江東区一般廃棄物処理基本計画改定業務委託」と密接な関係があるため、両業務委託を合わせた提案内容について審査を行う。
 - ②「ごみ排出実態調査業務委託」について、受託者が良好な成績で遂行したと江東区が認めた場合、令和8年度事業委託予定の「江東区一般廃棄物処理基本計画改定業務委託」について、契約の相手方とする場合がある。
 - ③「江東区一般廃棄物処理基本計画改定業務委託」の委託上限額は、7,920,000円（税込）とし、別紙「企画提案仕様書」(2) のとおり、企画提案を募るが、当該額は令和8年第1回区議会定例会における令和8年度当初予算の議決を前提とする。事業実施の詳細は未定であるが、予算措置が決定した場合には、今回の選定において決定した事業者を契約締結の相手方とする場合がある。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人ではないこと。
- (4) 江東区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（27 江総経第 3281 号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 江東区における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）。
- (6) 都内又は近県（千葉県・埼玉県・神奈川県）に事業所（支店・営業所を含む）を有し、令和元年度以降、国又は地方自治体が実施した一般廃棄物に関する調査業務及び一般廃棄物に関する計画策定業務を受託した実績を有すること。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間

令和 7 年 8 月 25 日（月）～令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 5 時まで

- (2) 質問受付期間

令和 7 年 8 月 25 日（月）～令和 7 年 9 月 12 日（金）午後 5 時必着

- (3) 質問回答日

令和 7 年 9 月 18 日（木）

- (4) 企画提案書提出期限

令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 5 時必着

- (5) 第一次審査結果通知

令和 7 年 10 月 15 日（水）（予定）

- (6) 第二次審査

令和 7 年 10 月 20 日（月）

- (7) 最終選定結果通知

令和 7 年 10 月 24 日（金）（予定）

5 参加手続

(1) 実施要領の公表

- ア 公募期間：令和 7 年 8 月 25 日（月）
～令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 5 時
- イ 公募方法：区ホームページにて公表

(2) 質問・回答

- ア 質問受付期間：令和 7 年 8 月 25 日（月）
～令和 7 年 9 月 12 日（金）午後 5 時必着
- イ 質問方法：質問書【様式 9】を作成し「11 担当所管」に電子メールで提出すること。電話での質問には応じない。
メール送信後に、受信確認のため、「11 担当所管」まで電話にて連絡をすること。
- ウ 回答日時：令和 7 年 9 月 18 日（木）
- エ 回答方法：質問への回答は区ホームページに掲示し、個別の回答は行わない。

(3) 応募書類の提出

- ア 提出期限：令和 7 年 10 月 1 日（水）午後 5 時必着
※提出期限後に到着した書類は無効とする。
※提出書類の返却は行わない。
- イ 提出方法：持参（平日の午前 9 時～午後 5 時）又は郵送
 - ・持参する場合は、区へ事前連絡すること。
 - ・郵送の場合は、レターパック等、追跡可能な配達方法により提出期限までに必着のこと。
 - ・提出先は、「11 担当所管」まで。

6 提出書類

(1) 提出書類

正本 1 部、副本 7 部

- ア 正本は、表紙【様式 7】を付けて①から⑥までを A4 紙ファイルに綴じること。
- イ 副本は、表紙【様式 8】を付けて③から⑤までを A4 紙ファイルに綴じること。
なお、副本には、事業者名が特定できる表現（社名、製品名、ロゴマーク等）の記載を認めない。よって、必要に応じてマスキング処理をすること。
- ウ 提出書類別にインデックスを貼付すること。

番号	書類名
①	参加表明書【様式1】
②	会社概要書【様式2】
③	作業計画書【様式3】
④	企画提案書（任意様式）
⑤	価格提案書（見積書）（任意様式）「ごみ排出実態調査業務委託」「江東区一般廃棄物処理基本計画改定業務委託」
⑥	3 参加資格（6）の一般廃棄物に関する調査業務及び一般廃棄物に関する計画策定業務を受託した実績が確認できる書類（契約書表紙の写し）

※提出書類は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書開示請求があった場合は、開示対象になることがある。

（2）企画提案書（任意様式）

ア 様式について

用紙サイズはA4縦とし、文字方向は横書き、左綴じとすること。両面仕様で20ページ（企画提案書表紙【様式4】【様式5】、企画提案書目次【様式6】を含まない）を上限とし、第二次審査時のプレゼンテーションにおいて20分で説明できる内容とすること。

調査業務委託の資料は、企画提案書表紙【様式4】、企画提案書目次【様式6】、企画提案書（任意様式）の順で綴じること。

計画策定業務委託の資料は、企画提案書表紙【様式5】、企画提案書目次【様式6】、企画提案書（任意様式）の順で綴じること。

イ 目次について

企画提案書目次【様式6】には、内容について記載されているページを明記すること。

（3）価格提案書（見積書）（任意様式）

見積金額については、委託上限額の範囲内で企画提案仕様書及び企画提案書に記載された全ての業務の見積金額及び内訳金額（税込）を記載すること。

なお、「ごみ排出実態調査業務委託」と「江東区一般廃棄物処理基本計画改定業務委託」の内訳金額については、人件費及びその他経費を可能な限り詳細に記載すること。

価格提案書（見積書）（任意様式）は「ごみ排出実態調査業務委託」と「江東区一般廃棄物処理基本計画改定業務委託」を別々に作成し、提出すること。

（4）提出書類作成時の留意事項

ア 使用する言語は日本語とし平易な言葉で簡潔に記載すること。

- イ 企画提案仕様書に記載された目的を達成するための、現実的かつ効果的な提案を簡潔に記載すること。
- ウ 清掃リサイクル事業の現状や区の計画等を踏まえ、制度の主旨に沿った提案にすること。
- エ 真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

7 審査方法

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 評価方法

企画提案書・価格提案書・プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて、評価する。

(3) 第一次審査（書類審査）

提出書類について別紙「評価基準」に基づき採点を行い、採点が高い事業者から順に2事業者を第二次審査対象者として選定する。採点が同点により2者を超える場合は、同点の事業者のうち、価格提案書の金額が安価な者から順位付けした上で、上位2者を第二次審査対象者として選定する。

第一次審査の結果は、令和7年10月15日（水）までに全ての参加事業者へ電子メール及び書面により通知し、併せて第二次審査対象者には日時、場所等詳細を通知する。

(4) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

ア 本業務を受託した際に携わる担当者が出席し、企画提案書に沿って説明を行うこと。

イ 1事業者あたりプレゼンテーション20分、ヒアリング10分程度とする。

ウ 参加人数は3名以内とする。

エ パソコンを使用する場合は持参すること。

その際のスクリーン、プロジェクター及びHDMIケーブルは区が用意する。企画提案者はHDMIケーブルによる出力が可能なパソコンを用意すること。

オ プレゼンテーション用に資料を別途用意する場合は、第一次審査で提出した企画提案書と内容の相違がないようにすること。

(5) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)(4)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で、価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。
- ウ ア、イに関わらず、総合点の6割に到達しない場合は、候補者として選定しない。

(6) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に関わる委員に対し、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8 選定結果の通知・公表

候補者選定後、第二次審査参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。

また、契約締結後速やかに、下記項目について区ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

(1) 候補者の名称、総合点及び選定理由

(2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点

※(1) 以外の参加者の名称は、ABC 表記とし、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

9 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と江東区との間で、委託内容、仕様、経費等について再度調整を行った上で委託契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) すべての提出書類は提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、江東区から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、江東区が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 計画策定業務委託の実施及び予算額については、令和8年第1回区議会定例会における令和8年度当初予算が可決された場合において有効とするため、中止または変更となる場合がある。
- (8) 郵送や電子メール等の事故については、江東区はいかなる責任も負わない。
- (9) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ区の承諾を必要とする。
- (10) 審査期間中の審査内容についての問い合わせは一切応じないものとする。
- (11) 契約に当たっては、委託候補事業者の提案内容に基づき仕様内容を協議し決定する。

11 担当所管

江東区環境清掃部清掃リサイクル課清掃リサイクル係（6番窓口）荒川・田中
〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 防災センター6階
電 話：03-3647-9181
メール：seisourecycle@city.koto.lg.jp